

兵庫県公報

令和4年5月13日 金曜日 第310号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	9
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	19
○ 同 上（同）	21
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	21
公 告	
随意契約の相手方等の公示（契約管理課）	22
建築士法による処分（建築指導課）	22
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	23
同 上（中播磨県民センター）	24
入札公告（但馬県民局）	24
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	33
正 誤	
○ 令和4年4月22日付け兵庫県公報第304号中	78

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第6号）

道路交通法等の一部改正により高齢運転者対策の充実及び強化が図られること並びに第二種免許等の受験

資格が見直されること、申請者の利便の向上を図るとともに業務の合理化を図ること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市長尾土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	三 谷 恭 三	神戸市北区長尾町上津3124番地
同	山 本 正 之	同 市同区长尾町宅原1804番地
同	善 入 幸 夫	同 市同区长尾町上津247番地の1
同	伯 耆 義 雄	同 市同区长尾町上津465番地
同	石 井 静 夫	同 市同区长尾町上津2548番地
同	田 中 進	同 市同区长尾町上津3019番地
同	林 弘	同 市同区长尾町上津2181番地
同	春 井 昇	同 市同区长尾町宅原634番地
同	上 元 登	同 市同区长尾町宅原2211番地
同	善 入 太嘉弘	同 市同区长尾町上津1607番地
同	勝 山 茂	同 市同区长尾町宅原194番地の2
同	春 井 健	同 市同区长尾町宅原565番地
同	岡 博 文	同 市同区长尾町宅原508番地
同	青 木 勝	同 市同区长尾町上津1973番地
監 事	岡 格	同 市同区长尾町宅原1230番地
同	辻 健治郎	同 市同区长尾町上津3660番地の2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	三 谷 恭 三	神戸市北区長尾町上津3124番地
同	山 本 正 之	同 市同区长尾町宅原1804番地
同	善 入 幸 夫	同 市同区长尾町上津247番地の1
同	伯 耆 義 雄	同 市同区长尾町上津465番地
同	石 井 静 夫	同 市同区长尾町上津2548番地
同	田 中 進	同 市同区长尾町上津3019番地
同	塩 谷 長 俊	同 市同区长尾町上津2154番地
同	春 井 昇	同 市同区长尾町宅原634番地
同	馬 場 文 雄	同 市同区长尾町宅原2015番地
同	善 入 太嘉弘	同 市同区长尾町上津1607番地
同	勝 山 茂	同 市同区长尾町宅原194番地の2
同	春 井 健	同 市同区长尾町宅原565番地
同	岡 博 文	同 市同区长尾町宅原508番地
同	青 木 勝	同 市同区长尾町上津1973番地
監 事	岡 実	同 市同区长尾町宅原1230番地
同	辻 健治郎	同 市同区长尾町上津3660番地の2

兵庫県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の

届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市櫛谷中土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	雪永一郎	神戸市西区櫛谷町栃木412番地の2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤本和巳	神戸市西区櫛谷町栃木294番地



兵庫県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市菅野土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	石井康雅	神戸市西区櫛谷町菅野26番地
同	石井勝茂	同 市同区櫛谷町菅野307番地
同	朝堀聡	同 市同区櫛谷町菅野850番地
同	大村昌宏	同 市同区櫛谷町菅野502番地の1
同	鴨谷一郎	同 市同区櫛谷町菅野843番地の21
同	石井和明	同 市同区櫛谷町菅野324番地の1
同	加藤誠身	同 市同区櫛谷町菅野283番地
監事	加藤貢	同 市同区櫛谷町菅野359番地
同	石井剛	同 市同区櫛谷町菅野632番地
同	石井良英	同 市同区櫛谷町菅野23番地の2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山崎輝國	神戸市西区櫛谷町菅野631番地
同	石井康雅	同 市同区櫛谷町菅野26番地
同	鴨谷一郎	同 市同区櫛谷町菅野843番地の21
同	加藤典公	同 市同区櫛谷町菅野312番地
同	二星春生	同 市同区櫛谷町菅野821番地
同	加藤誠身	同 市同区櫛谷町菅野283番地
同	石井和明	同 市同区櫛谷町菅野324番地の1
監事	大村昌宏	同 市同区櫛谷町菅野502番地の1
同	石井登	同 市同区櫛谷町菅野48番地の2
同	加藤誠	同 市同区櫛谷町菅野306番地の2



兵庫県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の内退及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土淵土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 垣 輝 己	豊岡市土淵63番地
同	武 中 公 一	同 市土淵605番地
同	和 田 幸 夫	同 市土淵68番地
同	和 田 和 人	同 市土淵77番地
同	植 坂 語	同 市土淵629番地
同	秋 山 勝 美	同 市土淵979番地
同	高 木 一 成	同 市加陽888番地
同	上 崎 徹	同 市加陽459番地
同	小 西 邦 博	同 市加陽868番地の1
同	水 島 秀 樹	同 市加陽416番地
同	安 達 晴 彦	同 市加陽1108番地
同	中 川 一 弘	同 市中郷1705番地
監 事	西 村 洋	同 市土淵757番地
同	高 紀 昭	同 市土淵87番地
同	小 西 清	同 市加陽136番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	武 中 公 一	豊岡市土淵605番地
同	和 田 幸 夫	同 市土淵68番地
同	植 坂 語	同 市土淵629番地
同	秋 山 勝 美	同 市土淵979番地
同	武 中 勝	同 市土淵748番地
同	和 田 政 幸	同 市土淵553番地
同	齊 藤 隆 志	同 市加陽414番地
同	小 西 與 一	同 市加陽467番地
同	河 原 常 治	同 市加陽451番地
同	河 本 厚 美	同 市加陽665番地
同	長 砂 雅 史	同 市加陽1043番地
同	中 川 一 弘	同 市中郷1705番地
監 事	武 中 昭 貴	同 市土淵574番地
同	小 西 由 起 夫	同 市加陽875番地
同	松 本 哲 夫	同 市土淵248番地の2

兵庫県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

上原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	堀 充 至	加古川市平荘町上原317番地
同	末 田 隆 夫	同 市平荘町上原262番地
同	山 本 憲 司	同 市平荘町上原295番地
同	西 川 孝 一	同 市平荘町上原332番地
同	新 田 芳 信	同 市平荘町上原397番地の2
同	来 田 昭 義	同 市平荘町上原401番地の5
監 事	藤 元 晃	同 市平荘町上原344番地
同	新 田 陽 千	同 市平荘町上原403番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山本 憲司	加古川市平荘町上原295番地
同	末田 隆夫	同 市平荘町上原262番地
同	西川 孝一	同 市平荘町上原332番地
同	新田 芳信	同 市平荘町上原397番地の2
同	来田 昭義	同 市平荘町上原401番地の5
同	森本 信章	同 市平荘町上原325番地
監事	藤元 晃	同 市平荘町上原344番地
同	奥村 昌史	同 市平荘町上原160番地の2
同	末田 哲和	同 市平荘町上原299番地の1



兵庫県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤 元彦

神吉大池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	釜江 長明	加古川市西神吉町中西138番地の3

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	釜江 義明	加古川市西神吉町中西299番地



兵庫県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤 元彦

兵庫県揖保川岩浦土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	三輪 進	揖保郡太子町宮本129番地1
同	栗川 昭夫	たつの市揖保町萩原86番地
同	池田 優	同 市揖保町中臣554番地
同	村瀬 一彦	揖保郡太子町常全266番地
同	栗田 和昭	同 郡同 町老原262番地
同	田口 秀範	たつの市揖保町栄386番地
監事	上田 照政	同 市誉田町片吹26番地
同	山本 惠	同 市龍野町四箇291番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	栗川 昭夫	たつの市揖保町萩原86番地
同	村瀬 學	揖保郡太子町常全193番地2
同	田口 秀範	たつの市揖保町栄386番地
同	山本 惠	同 市龍野町四箇291番地
同	三村 格	同 市誉田町井上244番地1
同	佐田 勁	揖保郡太子町老原333番地

監 事	島 津 英 世	たつの市揖保町中臣1032番地 1
同	三 輪 義 藏	揖保郡太子町宮本176番地
同	三 木 政 司	たつの市龍野町末政47番地

兵庫県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

北中土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 眞	丹波市柏原町北中214番地
同	本 庄 洋 實	同 市柏原町下小倉240番地
同	中 井 正 治	同 市柏原町北中257番地
同	安 井 信 寛	同 市柏原町北中233番地
同	西 野 和 範	同 市柏原町北中308番地
監 事	大 西 民 造	同 市柏原町北中252番地
同	大 西 良 信	同 市柏原町北中242番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	大 西 眞	丹波市柏原町北中214番地
同	本 庄 洋 實	同 市柏原町下小倉240番地
同	中 井 正 治	同 市柏原町北中257番地
同	安 井 信 寛	同 市柏原町北中233番地
同	西 野 和 範	同 市柏原町北中308番地
監 事	大 西 民 造	同 市柏原町北中252番地
同	川 口 利 和	同 市柏原町北中281番地 1

兵庫県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

氷上北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 亙	丹波市氷上町賀茂1315番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 輝 己	丹波市氷上町賀茂1262番地

兵庫県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

口塩久矢ノ内土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 光 廣	丹波市青垣町口塩久709番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 惠 彦	丹波市青垣町口塩久533番地



兵庫県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

船城土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 本 隆 志	丹波市春日町長王259番地
同	足 立 憲 道	同 市春日町長王584番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	足 立 政 弘	丹波市春日町長王623番地
同	善 積 久 行	同 市春日町長王696番地



兵庫県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

小川中央土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	服 部 英 昭	丹波市山南町山崎28番地
同	大 垣 則 男	同 市山南町村森83番地2
同	村 上 雅 雄	同 市山南町村森144番地1
同	足 立 利 光	同 市山南町村森179番地1
同	大 垣 博 靖	同 市山南町村森177番地1
同	藤 井 伝 司	同 市山南町井原23番地
同	後 藤 浩 治	同 市山南町井原223番地
同	深 田 明 三	同 市山南町井原395番地10
同	後 藤 康 夫	同 市山南町井原245番地
同	笹 倉 範 久	同 市山南町奥186番地
同	梅 田 義 明	同 市山南町奥131番地2
同	田 中 憲 藏	同 市山南町和田997番地3
同	酒 井 義 行	同 市山南町岩屋147番地4
同	酒 井 敏 宏	同 市山南町岩屋237番地
同	依 藤 克 也	同 市山南町野坂113番地
監 事	後 藤 英 之	同 市山南町井原134番地1
同	足 立 昭 敏	同 市山南町奥124番地1
同	宇 治 本 行 利	同 市山南町岩屋311番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	服部 英昭	丹波市山南町山崎28番地
同	村上 雅雄	同 市山南町村森144番地 1
同	足立 利光	同 市山南町村森179番地 1
同	大垣 博靖	同 市山南町村森177番地 1
同	黒田 高弘	同 市山南町村森1211番地
同	廣瀬 和政	同 市山南町井原375番地
同	深田 行茂	同 市山南町井原386番地 7
同	廣瀬 秀樹	同 市山南町井原373番地 1
同	後藤 英之	同 市山南町井原134番地 1
同	笹倉 範久	同 市山南町奥186番地
同	藤原 常夫	同 市山南町西谷215番地
同	横山 芳貢	同 市山南町奥 2 番地
同	酒井 敏宏	同 市山南町岩屋237番地
同	依藤 浩幸	同 市山南町岩屋328番地
同	山田 融	同 市山南町野坂44番地 5
監事	藤本 和正	同 市山南町村森109番地
同	和田 輝政	同 市山南町岩屋151番地
同	依藤 景三	同 市山南町野坂127番地 1

兵庫県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤 元彦

国岡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岡本 光廣	加古郡稲美町国岡1288番地
同	山中 善文	同 郡同 町国岡 1 丁目69番地
同	鳴瀧 浩一	同 郡同 町国岡892番地の 1
同	古谷 佳弘	同 郡同 町国岡 3 丁目35番地の 3
同	來女木 隆浩	同 郡同 町国岡889番地の 4
同	福田 薫	同 郡同 町中村625番地の43
同	古谷 一典	同 郡同 町国岡625番地
監事	繁田 英之	同 郡同 町国岡 5 丁目25番地
同	岡本 一郎	同 郡同 町国岡1301番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岡本 光廣	加古郡稲美町国岡1288番地
同	藤本 隆	同 郡同 町国岡 1 丁目89番地
同	繁田 英之	同 郡同 町国岡 5 丁目25番地
同	繁田 直樹	同 郡同 町国岡 5 丁目63番地
同	福田 和人	同 郡同 町国岡905番地の 3
同	鳴瀧 和光	同 郡同 町国岡 5 丁目174番地
同	古谷 典之	同 郡同 町国岡696番地の 6
監事	高松 哲也	同 郡同 町国岡686番地の 1
同	岡本 公一	同 郡同 町国岡1282番地
同	繁田 泰造	同 郡同 町国岡973番地の 1

兵庫県告示第591号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市前開土地改良区	令和4年4月21日

兵庫県告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
下鶴井土地改良区	令和4年4月20日

兵庫県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
吉島土地改良区	令和4年4月18日

兵庫県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
栗住野土地改良区	令和4年4月21日

兵庫県告示第595号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
 令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
岩屋	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の1	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち網漁業	別記1の2及び3	2月5日から7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の4	周年				
一宮町	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の5	同上	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごばっち網漁業	別記1の6	2月5日から7月15日まで及び11月25日から12月4日まで				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の7	10月20日から翌年5月31日まで				
	手繰第3種漁業 まんが漁業	別記1の8	10月20日から翌年4月30日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の9	4月1日から12月31日まで				
別記1の10		6月1日から12月31日まで					

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年5月13日から同年6月13日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
岩屋	別記3の1、3、4、6から14まで、17
一宮町	別記3の2、4から13まで、15から17まで

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 淡路市志筑から同市室津までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点(淡路市赤崎)から123度の線、同市津田の鼻突端から123度(マイルポスト見通線)の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち淡路市志筑から淡路市赤崎(北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒)までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 淡路市野島川河口右岸と姫路市上島灯台中心点とを結んだ直線、神戸市横尾山頂上と淡路市江崎灯台中心点とを結んだ直線の延長線、同市尾崎と同市郡家との最大高潮時海岸線における境界点と上島灯台中心点とを結んだ直線及び同市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 7 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び4月1日から5月31日までの間の南あわじ市松帆慶野から同市阿那賀に至る地先海面、並びに淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 8 淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。
- 9 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域)のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 10 播磨灘における禁止解除区域(淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域)のうち淡路市江井崎から南あわじ市丸山崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び淡路市室津港西防波堤灯台と同市明神鼻から309度1,000メートルの点を結ぶ線及びその延長線以東の区域のうち、同市明神鼻から309度の線以南の兵庫県海面を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数(漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)による改正前の漁船法施行規則(昭和25年農林省令第95号)に基づいて算出した馬力数をいう。)15馬力以下

別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次のアとウとを結んだ直線とイとエとを結んだ直線との間における海域のうち兵庫県海面(以下「鳴門海峡禁止海面」という。)並びに最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
 - ア 南あわじ市丸山崎西端
 - イ 南あわじ市釣島鼻突端

- ウ 徳島県鳴門市瀬方鼻突端
- エ 徳島県鳴門市中瀬灯標中心点
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 6 たちうおを目的として操業してはならない。
- 7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 12 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 14 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 15 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 16 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 17 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第596号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業及び兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

(1) 瀬戸内海機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	いわし・いかなご船びき網漁業	操業区域（別記1の操業区域をいう。以下同じ。）の1	同上	別記2	10トン未満	2隻	定めなし
福良	同上	操業区域の2	同上	同上	同上	2隻	同上

(2) 機船船びき網漁業

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西播	いわし・いかなご船びき網漁業	操業区域の3	周年	別記2	5トン未満	2隻	定めなし

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年5月13日から同年6月13日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

区分	条件
操業区域の1、3に係るもの	条件（別記3の条件をいう。以下同じ。）の1、3、4
操業区域の2に係るもの	条件の1、2、4

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く
- 2 南あわじ市門崎南横瀬と鳴門市中瀬灯標中心点を結んだ線以南、及び南あわじ市小浦の鼻と潮崎見通し線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 3 高砂市、姫路市界と上島を結んだ線、上島から播磨灘北航路第9号灯浮標を見通した線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く

別記2 推進機関の馬力数

	推進機関の馬力数
小型機船底びき網漁業との兼業船	48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下
上記以外の船舶	110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 午後5時から翌日午前6時までは操業してはならない。
- 3 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。

4 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500ワット以下	1,000ワット以下



兵庫県告示第597号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
伊保	さより船びき網漁業	東播磨港伊保灯台より姫路市上島を見通した線から同市市川河口中央と同市男鹿島東端を結んだ直線までの地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	8月1日から翌年1月15日まで	別記1	5トン未満	4隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年6月15日から同年7月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年8月1日から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区番号	条件
伊保	別記2の1から3まで

別記1 推進機関の馬力数

推進機関の馬力数

小型機船底びき網漁業との兼業船	48 キロワット又は旧漁船法馬力数 15 馬力以下
上記以外の船舶	110 キロワット又は旧漁船法馬力数 35 馬力以下。ただし、48 キロワット（旧漁船法馬力数については 15 馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない

（注）旧漁船法馬力数とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記2 条件

- 1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
- 2 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- 3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

火船の隻数	電気設備	
	火船1隻当たりの設備容量	1統当たりの総設備容量
2隻以下	集魚燈に使用する電球 500 ワット以下	1,000 ワット以下



兵庫県告示第598号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
たい、あじ五智網漁業	淡路市野島江崎から洲本市五色町に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。 (注)	3月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年5月13日から同年6月13日まで
- 3 備考
 - (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年2月28日までとする。
 - (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。



兵庫県告示第599号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路市	建廻網漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月13日から同年6月13日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。



兵庫県告示第600号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
高砂	かに刺し網漁業	明石市二見町から高砂市荒井町までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	8月1日から10月31日まで	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年6月15日から同年7月16日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年8月1日から令和6年3月31日までとする。



兵庫県告示第601号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
坊勢	ひら流網漁業	別記の1	9月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	7隻	定めなし
五色町A	同上	別記の2	同上	同上	同上	23隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年7月16日から同年8月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年9月1日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 使用する網の目合いは109ミリメートル以上とする。
- イ 午前0時から午後5時までは操業してはならない。
- ウ 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。
- エ 投網、揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 淡路市尾崎から南あわじ市津井に至る海面。ただし、アとイを結んだ線及びイとウを見通した線以東の海面及び共同漁業権の区域を除く。
 - ア 姫路市上島
 - イ 淡路市明神鼻とアを結んだ線上明神鼻から2,000メートルの点
 - ウ 南あわじ市雁来埼北端から真北3,200メートルの点



兵庫県告示第602号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
神戸市	ひき縄漁業	操業区域（別記の操業区域をいう。以下同じ。）の1	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし
魚住	同上	操業区域の2	同上	同上	同上	1隻	同上
洲本 津名 東浦	同上	操業区域の3	同上	同上	同上	2隻	同上
丸山	同上	操業区域の4	同上	同上	同上	1隻	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月13日から同年6月13日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く
- 2 明石市から高砂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 3 洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く
- 4 淡路市野島江崎から南あわじ市阿那賀に至る淡路市西浦海面及び紀伊水道における兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く



兵庫県告示第603号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
西浦、南浦	たちうおひき縄漁業	洲本市から淡路市松帆に至る海面(大阪湾)	6月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	定めなし	別記

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年7月6日から同年11月30日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年5月31日までとする。

別記 漁業を営む者の資格

大阪湾漁業調整協議会により大阪湾漁業協定書に基づく入漁を認められている者



兵庫県告示第604号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
姫路	あなごせん漁業	姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注)	6月1日から11月30日まで	定めなし	定めなし	2隻	定めなし

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和4年5月13日から同年6月13日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年3月31日までとする。



兵庫県告示第605号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設

の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱重工業株式会社高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
高砂製作所長 田中克則
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱重工業株式会社高砂製作所
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	72号 し尿処理施設	
能	力	199m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後10箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	15	20
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	15
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	15	30
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	1	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		199	199

備考 他工程で変更を行うため、窒素の汚染状態が減少することにより、窒素の汚濁負荷量が減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年5月13日から同年6月3日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課



兵庫県告示第606号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 タテホ化学工業株式会社赤穂工場
 赤穂市加里屋字加藤974番地
 赤穂工場長 石橋龍一
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 タテホ化学工業株式会社赤穂工場
 赤穂市加里屋字加藤974番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号口 遠心分離機	
能	力	ろ過面積1.5m ²	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		10時～17時 5時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	9～10	11
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2.5	18
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	3,000	4,000
	窒素含有量 (単位 mg/L)	16	32
	燐含有量 (単位 mg/L)	0.2	0.4
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		9	9

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年5月13日から同年6月3日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び赤穂市市民部環境課



兵庫県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年5月13日か

ら在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年5月13日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三田西インター吉川 線	三木市吉川町畑枝字一本松395番から 同 市吉川町畑枝字一本松395番3まで	旧	22.0から 35.0まで	100.0	
		新	16.0から 25.0まで	100.0	

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年5月13日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
電子入札システム及び入札参加資格審査システムに係るトータルサポート 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県土木部契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社兵庫支社 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号三宮プラザEAST
- 5 随意契約に係る契約金額
110,121,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



建築士法による二級建築士免許の取消し

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、下記の建築士の免許を取り消したので同条第3項及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第6条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 免許の取消しをした年月日
令和4年4月25日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名
(1) 中村慶次
ア 建築士の別
二級建築士

- イ 登録番号
兵庫県知事登録第浜坂3号
- ウ 免許の取消しの理由
法第9条第1項第1号に該当するため。

(2) 小西 貴文

- ア 建築士の別
二級建築士
- イ 登録番号
兵庫県知事登録第阪神2594号
- ウ 免許の取消しの理由
法第9条第1項第2号に該当するため。

(3) 神澤 忠生

- ア 建築士の別
二級建築士
- イ 登録番号
兵庫県知事登録第1355号
- ウ 免許の取消しの理由
法第9条第1項第2号に該当するため。

(4) 井垣 章

- ア 建築士の別
二級建築士
- イ 登録番号
兵庫県知事登録第5124号
- ウ 免許の取消しの理由
法第9条第1項第2号に該当するため。

(5) 山岸 久芳

- ア 建築士の別
二級建築士
- イ 登録番号
兵庫県知事登録第8646号
- ウ 免許の取消しの理由
法第9条第1項第2号に該当するため。

(6) 石川 誠一

- ア 建築士の別
二級建築士
- イ 登録番号
兵庫県知事登録第8414号
- ウ 免許の取消しの理由
法第9条第1項第2号に該当するため。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市野村町字北沢 1616 番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市野村町1242番地
株式会社マーニ 代表取締役 村岡 括 矢

西脇市野村町249番地の9
株式会社七福建設 代表取締役 村岡 括 矢

- 3 許可年月日及び許可番号
令和4年4月8日
兵庫県指令北播(加土)(建)第1-13-3号(3西脇)

~~~~~  
**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年5月13日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町堂本字上岸280番、282番、293番1、295番3の一部、296番3の一部、280番地先水路、同市龍野町堂本字流田297番4、297番4地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年2月10日  
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-24号(3たつの)

~~~~~  
入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年5月13日

兵庫県
契約担当者
但馬県民局長 登日 幸治

- 1 入札に付する事項
- (1) 工事名
(国)178号 浜坂道路Ⅱ期 新諸寄第1・第2トンネル(仮称)建設工事(以下「本件工事」という。)
- (2) 工事場所
美方郡新温泉町諸寄から釜屋まで
- (3) 工事概要
工種 一般土木工事
工法 施工延長 1,146メートル
幅員 7.0(12.0)メートル
内空断面積(覆工後の内空面積) 90.509平方メートル(標準部)
新諸寄第1トンネル 施工延長 79メートル
新諸寄第2トンネル 施工延長 1,067メートル
NATM工法
- (4) 工期(又は施工期間)
本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事(フレックス方式)である。発注者が示した全体工期(余裕期間と工期をあわせた期間)の内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。
なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、様式1号により工期の始期日及び終期日を通知すること。
余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しないが、現場代理人の配置は要する。
ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。
また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手

を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和8年3月25日まで

(余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 落札方式

本件工事は、発注者が指定するテーマに関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案型）の適用工事である。

総合評価落札方式は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、契約内容に適合した履行の確実性を審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

なお、本件工事は、入札参加申込書と同時に技術提案書の提出を求める。

開札後、入札価格が低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。

(7) 週休2日制度の活用

本件工事は、原則週休2日（土曜日及び日曜日）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(8) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

(9) ICTの活用

ア 受注者希望型（ICT土工、ICT舗装工、ICT地盤改良工）

本件工事でICTの活用を希望する場合は、次の(ア)から(カ)までの全ての施工プロセスにICTを活用することを原則とするが、次の(ア)から(カ)までの中で生産性向上が見込める施工プロセスを選択して実施することができる。なお、プロセスの選択は、「(ウ) ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。なお、必要経費は契約後、変更協議の上、計上する。

(ア) 3次元起工測量

(イ) 3次元設計データ作成

(ウ) ICT建設機械による施工

(エ) 3次元出来形管理資料等の作成

(オ) 出来形確認及び検査

(カ) 納品

イ 受注者希望型（ICT法面工）

本件工事でICTの活用を希望する場合は、次の(ア)から(カ)までの全ての施工プロセスにICTを活用することを原則とするが、次の(ア)から(カ)までの中で生産性向上が見込める施工プロセスを選択して実施することができる。なお、プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。なお、必要経費は契約後、変更協議の上、計上する。

(ア) 3次元起工測量

(イ) 3次元設計データ作成

(ウ) 3次元出来形管理資料等の作成

(エ) 出来形確認及び検査

(カ) 納品

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等

(昭和41年兵庫県告示第149号)に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日(以下「申込期限日」という。)を基準日とする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書(以下「総合評定値通知書」という。)の有効期間が本契約締結予定日(令和4年10月上旬・議決日以降)までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成19年度以降に、各構成員にあつては、次の(ア)及び(イ)に示すそれぞれ元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの)を有すること。

(ア) 代表構成員にあつては、同一トンネルにおいてNATM工法によるトンネル内空断面積(覆工後の内空面積)80平方メートル以上(代表値)かつ施工延長900メートル以上のトンネル工事(トンネル延長は、同一トンネルの延長(2つのトンネルの合計延長でなく、単独のトンネル延長))

(イ) その他の構成員にあつては、1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。)がなされていないこと(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。)

ケ 本件工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者

八千代エンジニアリング株式会社

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者(「代表構成員」1者、「その他の構成員」2者から構成)とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者(関係する会社)にないこと。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと(以下「倒産等」

という。)により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和4年7月20日(水)までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次の(ア)(イ)に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、余裕期間制度活用工事において申込期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領7(1)及び(2)」により取り扱うこととする。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であって、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(ア) 1級土木施工管理技士又は技術士(建設部門)の資格を有すること。

(イ) 平成19年度以降に、代表構成員にあつては同一トンネルにおいてNATM工法によるトンネル内空断面積(覆工後の内空面積)80平方メートル以上(代表値)かつ施工延長900メートル以上のトンネル工事(トンネル延長は、同一トンネルの延長(2つのトンネルの合計延長でなく、単独のトンネル延長))を元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。)として完成した施工実績(工事が完成し、かつ、引き渡し完了したもの)を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係)がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。

(5) 技術提案書の提出に関する要件

入札参加申込時に、技術提案書を提出すること(記載漏れのある提案書は受け付けない。)。また、技術提案を行う場合には、その提案が適正であること。

技術提案書の提出に当たっては、別に定める技術提案書作成要領により作成すること。

なお、提出された技術提案書を評価した結果、加算点が0点の者、又は、性能等の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、技術提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

(6) 追加資料の提出に関する要件

開札後、入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。追加資料の提出に当たっては、技術提案書作成要領により作成

すること。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び7(6)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和4年5月13日(金)から同年7月25日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 閲覧場所(公告事務を担当する事務所:問合せ先)

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課

電話(0796)26-3606

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和4年5月13日(金)から同年6月17日(金)まで

イ 誓約書及び設計図書(仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ)

令和4年5月13日(金)から同年7月25日(月)まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>)に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」(<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>) (以下「入札情報サービス」という。)→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書(以下「申込書」という。)、入札参加資格確認資料及び技術提案書(以下2つを合わせて「資料」という。)を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和4年5月16日(月)から同年6月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出方法

ア 入札参加申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、入札参加申込書の情報が、提出期間中に、契約当事者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル(以下「電子計算機ファイル」という。)に記録されなければならない。

また、入札参加申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、(特別共同企業体の代表構成員の)兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「入札参加資格者名簿」という。)に記載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 資料は、次の場所に持参する。

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話(0796)82-5679

7 入札手続等

(1) 入札期間

令和4年7月26日（火）及び同月27日（水）

毎日午前9時から午後5時まで（令和4年7月27日（水）は正午まで）

(2) 開札日時

令和4年7月28日（木）午後1時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 所定の場所に所定の日時までに第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択された技術提案書を上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 追加資料の受付

ア 提出期間

令和4年7月29日（金）及び8月1日（月）

毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

次の場所に持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）すること。

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話（0796）82-5679

工事名及び入札参加者名を記載して、追加資料在中と朱書した封筒に封入すること。

なお、詳細については技術提案書作成要領を参照のこと。

(5) 入札保証金及び契約保証金

要

(6) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 所定の場所に所定の日時までに、第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択された技術提案書を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした

- 入札であっても無効とする。
- ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。
- エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。
- オ 下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。
- カ 入札説明書11(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。
- キ 総合評価に関する提案について、採択された技術提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。
- ク 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思がないと申告した者の行った入札は、無効とする。
- ケ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告したにもかかわらず、期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

<施工体制評価点>

評価区分	評価項目
施工体制の確保	① 品質確保の実効性 ② 施工体制確保の確実性

<加算点>

評価項目	評価指標
品質管理	覆工コンクリートの品質確保と施工
施工管理	地山状況の把握
地域企業の活用	技術力向上などの地域貢献
地域材料の活用	指定資材の県内調達
建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用	建設キャリアアップシステム (CCUS) の事業者登録
減点項目	技術資料の記載内容に対する不履行の実績

(2) 総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点／入札価格（単位：億円）

＝（標準点（90点）＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格（単位：億円）

施工体制評価点は、技術提案書作成要領に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

加算点は、上記(1)に対し、最大21点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、性能等の要求要件等については、技術提案書作成要領を参照のこと。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(イ)までの要件に該当する入札参加者のうち、上記(2)の評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。

(イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

- (f) 評価項目に対する提案が性能等の要求要件を満たしていること。
- (g) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（性能等の要求要件を満たしている場合に与える点数（標準点））を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格（億円単位））で除した数値を下回っていないこと。

イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容及び適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評価値通知書を有するが、その総合評価値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日まで有効な総合評価値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者とししない。

エ 落札となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

（注）評価項目、配点、評価基準等に関する詳細は、別に定める提案書作成要領による。

9 評価内容の担保

- (1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容にもとづいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を契約金額から減額する。

また、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡し完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。

- (2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。
- (3) 悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。
- (4) 技術提案書等に虚偽の記載があった場合又は受注者の責によって、技術提案書の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

10 契約の締結

- (1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (3) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。

ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が2者以上となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮契約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

11 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 有
- (2) 前金払 有
- (3) 中間前金払 有
- (4) 部分払 有

- (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有
- 12 下請負人の健康保険等加入義務等
- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (2) (1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人
- 次のいずれにも該当する場合
- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (4) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- イ アに掲げる下請負人以外の下請負人
- 次のいずれかに該当する場合
- (7) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- (4) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- (3) 発注者は、受注者が(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設業者が(2)イに掲げる下請負人である場合において(7)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(4)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 13 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、次のア及びイを兵庫県に提出すること。
- ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）
- (3) (2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置
- ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。
- イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90%、共通仮設費については70%、現場管理費については90%、一般管理費については55%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和4年7月28日（木）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は令和4年8月1日（月）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に、3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

(5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県土木部契約管理課あて申請し、開札時まで取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 問合せ先

上記4(2)に同じ。

(8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県但馬県民局総務企画室財務課にて落札決定日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス <https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表する。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Construction work for the Shinmoroyose Daiichi Tunnel and the Shinmoroyose Daini Tunnel (tentative names) on Route 178

Construction method: NATM (New Austrian Tunneling Method)

Construction length: 1,146 m

Tunnel section: length 79 m for the Shinmoroyose Daiichi Tunnel, length 1,067 m for the Shinmoroyose Daini Tunnel, width 7.0 (12.0) m, area of inner cross-section 90.509 m²

(2) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00 June 17, 2022 (JST)

(3) Deadline for tender :

12:00 July 27, 2022 (JST)

(4) Contact :

General Affairs Office, Tajima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

7-11 Saiwai-cho, Toyooka, Hyogo 668-0025

Tel (0796) 26-3606

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

兵庫県公安委員会

委員長 大内 ますみ

兵庫県公安委員会規則第6号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第26条の4」に改める。

第1条第1項第2号キ中「第32条の3第1項、同条第2項」を「第32条の2第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項」に、「第32条の4、第32条の5第1項又は同条第2項」を「又は第32条の5第1項若しくは第2項」に改め、「審査」の右に「に規定する審査」を加え、同項第3号イ中「第108条の3の4」を「第108条の3の5」に改め、同項第4号を次のように改める。

- (4) 兵庫県警察本部交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）を經由してするものは、次のとおりとする。
- ア 法第91条の2第1項（申請による免許の条件の付与及び変更）の規定による申請（以下「免許条件付与等の申請」という。）（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）
 - イ 法第97条の2第1項第3号イ（認知機能検査）に規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）の申請
 - ウ 法第97条の2第1項第3号イ（運転技能検査）に規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）の申請
 - エ 法第101条第1項（免許証の更新及び定期検査）及び法第101条の2第1項（免許証の更新の特例）の規定による申請（別表第1に掲げる地域に住所を有する者に係る申請に限る。）
 - オ 法第101条の2の2第1項（更新の申請の特例）の申請
 - カ 法第101条の5（免許を受けた者に対する報告徴収）及び法第107条の3の2（国際運転免許証等を所持する者に対する報告徴収）に規定する報告（以下「公安委員会報告」という。）
 - キ 法第101条の6（医師の届出）の規定による届出（以下「医師の届出」という。）
 - ク 法第101条の7第1項（臨時認知機能検査）の規定により行う臨時の認知機能検査（以下「臨時認知機能検査」という。）の申請
 - ケ 法第101条の7第4項（臨時高齢者講習）に規定する講習の申請
 - コ 法第102条第5項（臨時適性検査等）に規定する適性検査（令第37条の7第1号に掲げる場合に該当するものに限る。）の申請
 - サ 法第107条の7第2項（国外運転免許証の交付）の申請
 - シ 法第108条の2第1項第2号（取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習）に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）の申請
 - ス 法第108条の2第1項第3号（免許の保留、免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習）に掲げる講習の申請
 - セ 法第108条の2第1項第11号（免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習の申請（免許証の更新を受けようとする者に対する講習の申請にあっては、別表第1に掲げる地域に住所を有する者及び法第101条の2の2第1項に規定する者に係る申請に限る。）
 - ソ 法第108条の2第1項第12号（更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者又は法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）の申請
 - タ 法第108条の2第1項第13号（免許を受けた者又は国際運転免許証等を所持する者で軽微違反行為をしたものに対する講習）に掲げる講習の申請
 - チ 法第108条の3の3（若年運転者講習の手続）に規定する書面により通知を受けた場合の法第108条の2第1項第14号（基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習）に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）の申請
 - ツ 法第108条の4第2項（指定講習機関）に規定する取消処分者講習又は若年運転者講習に係る指定講習機関の指定の申請
 - テ 令第37条の6第2号（特定任意講習）に規定する講習（以下「特定任意講習」という。）の申請
 - ト 令第37条の6の2第1号（特定任意高齢者講習）に規定する講習（以下「特定任意高齢者講習」という。）の申請
 - ナ 規則第29条の2の5第1項第4号（臨時認知機能検査）の規定による診断書等の提出
 - ニ 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項若しくは第3項、第9条第1項若しくは第2項、第11条、第13条又は第14条第1項に規定する届出又は提出（取消処分者講習又は若年運転者講習に係るものに限る。）
 - ヌ 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第4条第2項第1号ロに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知

機能検査員講習」という。)の申請

ネ 第19条の3第2項の規定による認知機能検査結果通知書の再交付の申請

ノ 第19条の4第2項の規定による認知機能検査等受検免除証明書の再交付の申請（規則第26条の4第3号に規定する診断書等に係るものを除く。）

ハ 第19条の5第2項の規定による運転技能検査受検結果証明書の再交付の申請

ヒ 第20条第2項の規定による取消処分者講習終了証書の再交付の申請

フ 第20条第4項の規定による取消処分者講習終了証書の再交付の報告

ヘ 第22条の規定による高齢者講習終了証明書の再交付の申請

ホ 第22条の2第2項の規定による若年運転者講習終了証明書の再交付の申請

マ 第22条の2第4項の規定による若年運転者講習終了証明書の再交付の報告

ミ 第23条の3第2項の規定による認知機能検査員講習終了証書の再交付の申請

第1条第1項第5号中ケを削り、イからクまでをウからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 免許条件付与等の申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものに限る。）

第1条第1項第5号コを削り、同号サ中「」の申請」の右に「(以下「限定解除審査の申請」という。)」を加え、同号中サをコとし、コの次に次のように加える。

サ 規則第26条の4第3号（認知機能検査等を受ける必要がない者）の規定による診断書等の提出

第1条第1項第5号シ中「及び第3項」を「若しくは第3項」に、「及び第2項」を「若しくは第2項」に「並びに」を「又は」に、「及び提出」を「又は提出」に改め、同号に次のように加える。

ス 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）第2条第1項の申請

セ 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第4条の規定による届出

ソ 第19条の4第2項の規定による認知機能検査等受検免除証明書の再交付の申請（規則第26条の4第3号に規定する診断書等に係るものに限る。）

第1条第3項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号を削り、同項第10号中「申請（」の右に「免許証の更新を受けようとする者に対する講習に係る申請であって、」を加え、「係る申請」を「係るもの」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 規則第29条の2の3第3号（認知機能検査等を受ける必要がない場合）の規定による診断書等の提出

第1条第3項中第11号から第14号までを削り、第15号を第10号とし、第16号を第11号とし、第17号を第12号とする。

第1条第5項中「かかわらず」の右に「、免許条件付与等の申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）」を加え、「報告徴収」を「公安委員会報告」に改め、「取消処分者講習の申請」の右に「、限定解除審査の申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。）」を加える。

第2条第4項中「第2項各号」を「第3項各号」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 警護列自動車

第2条第2項を同条第3項とし、同条第1項第1号中「(令第27条の2に規定する本線車道を除く。次号において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第4条第2項の規定により道路標識等による交通規制（次の各号に掲げるものを除く。）の対象から除く車両は、警護列自動車とする。

(1) 軌道敷内通行可の規制

(2) 最高速度の規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。次項において同じ。）並びにこれに接する加速車線及び減速車線にあっては令第27条第1項、その他の道路にあっては令第11条に規定する速度を超えるものに限る。）

(3) 停車可の規制及び駐車可の規制

第2条の2第1項第1号中「前条第2項第7号及び同条第4項第2号」を「前条第3項第8号及び第5項第2号」に、「同条第2項第7号アからカまで」を「同条第3項第8号アからカまで」に、「同条第4項第2号アからカまで」を「第5項第2号アからカまで」に改め、同項第2号中「前条第4項第3号」を「前条第5項第

3号」に改め、同条第4項中「前条第2項第7号」を「前条第3項第8号」に、「同条第4項第2号」を「第5項第2号」に改める。

第12条第2項中「第32条の3第1項、同条第2項」を「第32条の2第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項」に、「、第32条の4、」を「又は」に、「又は同条第2項」を「若しくは第2項」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第17条の3中「認知機能検査又は臨時認知機能検査」を「検査」に改め、同条第1号中「法第97条の2第1項第3号イ、法第101条の4第2項、法第102条第1項から第3項まで又は規則第29条の2の5第1項第2号ホに定める」を削り、「認知機能検査受検申請書」を「認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書」に改め、同条第2号中「法第101条の7第3項に定める」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(運転技能検査の申請)

第17条の4 運転技能検査を受けようとする者は、認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書を提出するものとする。

第18条第2項中「、同条第5項」を削り、同条第4項中「第103条第6項及び法第102条第1項から第3項まで」を「第102条第1項から第4項まで及び第103条第6項」に改める。

第19条第7項中「法第108条の2第1項第12号に掲げる講習」を「高齢者講習」に、「高齢者講習受講申請書(様式第47号)」を「認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書」に改め、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「特定任意高齢者講習(簡易)を受けようとする者若しくは」及び「又はチャレンジ講習を受けようとする者」を削り、「任意高齢者講習受講申請書」を「特定任意高齢者講習受講申請書」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 若年運転者講習を受けようとする者は、当該講習を行う旨の通知を受けた後、若年運転者講習受講申請書(様式第48号の2)に若年運転者講習通知手数料納入書(様式第48号の3)を添えて提出し、当該講習の受講の申請をするとともに、当該講習が行われる日時及び場所の指定を受けるものとする。

第19条の2第2項第2号を削り、同項第3号中「講習規則第2条第1項第2号の表区分三の項に掲げる受講者」を「法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けようとし、又は受けている者及び令第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者」に、「3時間」を「1時間」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同条の次に次の3条を加える。

(認知機能検査結果通知書の交付等)

第19条の3 規則第26条の3第2項の規定により交付する書類は、次の各号に掲げる認知機能検査の結果に応じて、当該各号に定める書類とする。

- (1) 認知症のおそれがある基準に該当する場合 認知機能検査結果通知書(甲)(様式第49号の4)
- (2) 認知症のおそれがある基準に該当しない場合 認知機能検査結果通知書(乙)(様式第49号の5)

2 規則第26条の3第2項の規定により書類の交付を受けた者が、交付を受けた書類を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認知機能検査結果通知書再交付申請書(様式第49号の6)に、当該書類(当該書類を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)を添えて提出し、当該書類の再交付を公安委員会に申請することができる。

(認知機能検査等受検免除証明書の交付等)

第19条の4 公安委員会は、規則第26条の4第3号、第29条の2の3第3号及び第29条の2の5第4号に規定する認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書等の提出を受けた場合において、当該診断書等の提出をした者から当該診断書等を提出した者であることを証する書類の交付を求められたときは、認知機能検査等受検免除証明書(様式第49号の7)を交付するものとする。

2 前項の規定により認知機能検査等受検免除証明書の交付を受けた者が、当該受検免除証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、認知機能検査等受検免除証明書再交付申請書(様式第49号の8)に、当該受検免除証明書(当該受検免除証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類)を添えて提出し、当該受検免除証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

(運転技能検査受検結果証明書の交付等)

第19条の5 規則第26条の5第6項の規定により交付をする書類は、次の各号に掲げる運転技能検査の結果に応じて、当該各号に定める書類とする。

- (1) 合格基準を満たした場合 運転技能検査受検結果証明書(甲)(様式第49号の9)
- (2) 合格基準を満たさなかった場合 運転技能検査受検結果証明書(乙)(様式第49号の10)

2 規則第26条の5第6項の規定により書類の交付を受けた者が、交付を受けた書類を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、運転技能検査受検結果証明書再交付申請書（様式第49号の11）に、当該書類（当該書類を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該書類の再交付を公安委員会に申請することができる。

第21条中「第38条第16項」を「第38条第17項」に、「、大型車講習終了証明書」を「大型車講習終了証明書」に改める。

第22条中「第38条第16項」を「第38条第17項」に、「、高齢者講習終了証明書」を「高齢者講習終了証明書」に、「交付を受けた当該講習終了証明書」を「当該講習終了証明書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（若年運転者講習終了証明書の交付等）

第22条の2 若年運転者講習を受けた者に対しては、若年運転者講習終了証明書（様式第52号の2）を交付するものとする。

2 公安委員会から若年運転者講習終了証明書の交付を受けた者は、当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、若年運転者講習終了証明書再交付申請書（様式第52号の3）に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を公安委員会に申請することができる。

3 指定講習機関から若年運転者講習終了証明書の交付を受けた者は、当該講習終了証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、前項の若年運転者講習終了証明書再交付申請書に、当該講習終了証明書（当該講習終了証明書を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類）を添えて提出し、当該講習終了証明書の再交付を指定講習機関に申請することができる。

4 指定講習機関は、前項の規定により若年運転者講習終了証明書の再交付をしたときは、若年運転者講習終了証明書再交付報告書（様式第50号の2）により、公安委員会に報告しなければならない。

第23条の2の見出し中「特定任意高齢者講習終了証明書等」を「特定任意高齢者講習終了証明書」に改め、同条中「、特定任意高齢者講習終了証明書」を「特定任意高齢者講習終了証明書」に、「別記様式第3号」を「別記様式第1号」に改め、「又はチャレンジ講習受講結果確認書（講習規則別記様式第1号）の交付を受けた者」及び「又は当該受講結果確認書」を削り、「若しくは」を「又は」に、「任意高齢者講習終了証明書等再交付申請書」を「特定任意高齢者講習終了証明書再交付申請書」に改める。

第26条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（運転免許取得者等教育の認定等）」を付し、同条第1項中「運転免許取得者教育認定申請書」を「運転免許取得者等教育認定申請書」に改め、同条第2項中「認定書」を「運転免許取得者等教育認定書」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定による」に、「運転免許取得者教育認定取消通知書」を「運転免許取得者等教育認定取消通知書」に改め、同条第4項中「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取得者等教育の認定に関する規則」に改め、「第4号」の右に「。以下「認定教育規則」という。」を加え、「第1項及び第3項に規定する」を「第1項又は第3項の規定による」に改め、同条第5項から第8項までを削り、同条の次に次の3条を加える。

第26条の2 認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定（以下「認定教育指定」という。）を受けようとする者は、認定教育指定申請書（様式第67号の2）を提出するものとする。

2 認定教育指定は、認定教育指定書（様式第67号の3）を交付して行うものとする。

3 認定教育指定を受けた者が認定教育規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者に該当しない者となったと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

4 前項の規定による指定の取消しは、認定教育指定取消通知書（様式第67号の4）を交付して行うものとする。

（運転免許取得者等検査の認定等）

第26条の3 法第108条の32の3第1項に規定する認定を受けようとする者は、運転免許取得者等検査認定申請書（様式第67号の5）を提出するものとする。

2 法第108条の32の3第1項に規定する認定は、運転免許取得者等検査認定書（様式第67号の6）を交付して行うものとする。

3 法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しは、運転免許取得者等検査認定取消通知書（様式第67号の7）を交付して行うものとする。

4 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）第8条第1項又は第3項の規定による公示事項等の変更の届出は、認定検査実施者に係る公示事項等変更届（様式第67号の8）を提出して行うものとする。

第26条の4 次に掲げる指定（以下「認定検査指定」という。）を受けようとする者は、認定検査指定申請書（様式第67号の9）を提出するものとする。

- (1) 認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定
- (2) 認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定

2 認定検査指定は、認定検査指定書（様式第67号の10）を交付して行うものとする。

3 認定検査指定を受けた者が、次の各号に掲げる指定の区分に応じて、当該各号に定める方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者に該当しない者となったと認めるときは、当該指定を取り消すものとする。

- (1) 認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定 認定検査規則第1条第1号に掲げる方法
- (2) 認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定 認定検査規則第1条第2号に掲げる方法

4 前項の規定による指定の取消しは、認定検査指定取消通知書（様式第67号の11）を交付して行うものとする。

第27条中「第108条の3の4」を「第108条の3の5」に改める。

様式第34号及び様式第35号を次のように改める。

様式第34号及び様式第35号 削除

様式第39号の2及び様式第39号の3を次のように改める。

様式第39号の2（第17条の3、第17条の4、第19条関係）

認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習受検受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

認知機能検査

次により 運転技能検査 の受検受講を申請します。

高齢者講習

受 検 受 講 年 月 日	年 月 日
受 検 受 講 場 所	
受 検 受 講 者 区 分	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 特定失効等
受 検 受 講 区 分 (手数料)	<input type="checkbox"/> 認知機能検査 (1,050円) <input type="checkbox"/> 運転技能検査 (3,550円) <input type="checkbox"/> 高齢者講習2時間 (6,450円) <input type="checkbox"/> 高齢者講習1時間 (2,900円)
	合計 円

- 注 1 「受検受講者区分」欄の特定失効等とは、特定失効者又は特定取消処分者をいう。
 2 「受検受講者区分」欄及び「受検受講区分」欄は、該当する全ての口にレ印を記載すること。

様式第39号の3（第17条の3関係）

臨時認知機能検査受検申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により臨時認知機能検査の受検を申請します。

受 年 月 日	検 日	年 月 日
受 場	検 所	
証 紙 貼 付 け 箇 所 (手 数 料)		(1,050円)

様式第41号を次のように改める。

様式第41号（第18条関係）

	第 年	月	号 日
様			
	兵庫県公安委員会 印		
検査依頼書			
住 所			
氏 名			
	年	月	日生（ 歳）
	第90条第8項 第102条第4項 第103条第6項 第107条の4第1項		
上記の者に対する道路交通法 の規定に基づく適性検査を依頼します。			
なお、検査は次の項目について診断の上、回答をお願いします。			
1 病名及び現在の症状			
2 入院（通院）していれば入院（通院）の始期及び退院（回復）の見込み時期			
3 自動車を運転することの適否に関する所見			

様式第41号の2の4を次のように改める。

様式第41号の2の4（第18条関係）

第 年 月 日 号

住 所

様

兵庫県公安委員会 印

診断書提出命令書

第90条第8項 第18条の4第2項
 道路交通法第102条第4項の規定により、次のとおり道路交通法施行規則第29条の3第4項
 第103条第6項 第29条の5第2項

に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の

拒否
 保留
 と取消し
 の処分
 効力の停止

を受けることとなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	

様式第47号を次のように改める。
 様式第47号 削除
 様式第48号の次に次の2様式を加える。

様式第48号の2（第19条関係）

※ 受理番号第 号

若年運転者講習受講申請書

年 月 日

様

住 所

氏 名

申請者

生年月日

年 月 日

電 話 () -

次により若年運転者講習の受講を申請します。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
証紙貼付け 箇所 (手数料)	

(20,250円)

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第48号の3 (第19条関係)

※ 受理番号 第 号

若年運転者講習通知手数料納入書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

納入者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により若年運転者講習通知手数料を納入します。

講習年月日	年 月 日
講習場所	
証紙貼付け 箇所 (手数料)	(900円)

注 ※印欄は、記載しないこと。

様式第49号の2を次のように改める。

様式第49号の2（第19条関係）

特定任意高齢者講習受講申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

電 話 () -

次により特定任意高齢者講習の受講を申請します。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
受講区分 (手数料)	<input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習2時間 (6,450円) <input type="checkbox"/> 特定任意高齢者講習1時間 (2,900円)

注 「受講区分(手数料)」欄は、該当する口にレ印を記載すること。

様式第49号の3の次に次の8様式を加える。

様式第49号の4（第19条の3関係）

（表）

認知機能検査結果通知書（甲）

住所

氏名

生年月日

検査年月日

検査場所

総合点

(A) 点

(B) 点

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをおすすめします。
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

(裏)

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てんみまん 36点未満	きおくりよく はんだんりよく ひく にんちしよう 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
----------------	---

はんてい きじゆん てんすう でん にんちきのうけんま けつか にんちしようせんもんい しんだんけつか
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちきのうけんま きおくりよく はんだんりよく じようきよう かんい けんま かくにん
認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

しがつて、そうごうてん てんみまん ただ にんちしよう しめ
したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありませんが、きおくりよく はんだんりよく ふあん かつ ちか いりようきかんとう そうだん
記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

にんちしよう けんしん けんしん
認知症のおそれがあるとされても、めんきょしよう こうしん
免許の更新をすることはできますし、直ちにめんきょ と け
免許が取り消されるわけではありません。ただし、けいまつ れんちく い し しんだん
警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

にんちしよう しんだん ばあい めんきょ と け また ていし こんかい けんき けつか
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果
ごしつもん かつ にんちきのうけんま おこな ひようごけんけいまつほんぶこうつうぶうん
について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや兵庫県警察本部交通部運
てんめんきょかこうれいうんてんしやとうしんしつ と あ
転免許課高齢運転者等支援室までお問い合わせください。

総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん
総合点 = 2.499 × A + 1.336 × B

Aは、きおく しゆい なまえ ただ かいとう
記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての
てんすう ただ かいとう てんすう
点数です。正しく回答すると点数が付きまます。

Bは、ねん がつ じ ちようび じこく ただ かいとう
「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどう
てんすう ただ かいとう てんすう
かについての点数です。正しく回答すると点数が付きまます。

様式第49号の5（第19条の3関係）

（表）

認知機能検査結果通知書（乙）

住 所

氏 名

生年月日

検査年月日

検査場所

「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

今回の結果は、記憶力・判断力の低下がないことを意味するものではありません。

個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今後の運転に十分注意してください。

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会 印

(裏)

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てんいじょう 36点以上	にんちしょう 「認知症のおそれがある」 きじゆん がいとう 基準には該当しませんでした。
-----------------	--

はんてい きじゆん てんすう てん にんちきのうけんま げっか にんちしょうせんもんい しんだんげっか
判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんちきのうけんま きおくりよく ほんだんりよく じょうきょう かんい けんま かくにん
認知機能検査は、あなたの記憶力・判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力・判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

こんかい けんま げっか ごしつもん かつ にんちきのうけんま おこな
今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところやひょうごけんけいまつほんぶこうつうぶうんでんめんきょかこうれいうんでんしゃとうしまんしつ
兵庫県警察本部交通部運転免許課高齢運転者等支援室までお問い合わせください。

総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ まんしゆつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお そうごうてん たか
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん
総合点 = 2.499 × A + 1.336 × B

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きます。

Bは「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数が付きます。

様式第49号の6（第19条の3関係）

認知機能検査結果通知書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

申請者

生年月日

年 月 日

電 話 () -

再 交 付 の 理 由	1	亡失・滅失
	2	汚損・破損
	3	盗難
	4	その他 ()
受 年 月	検 日	年 月 日
受 場	検 所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第49号の7（第19条の4関係）

第 号

認知機能検査等受検免除証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、
年 月 日道路交通法施行規則 第26条の4第3号
第29条の2の3第3号
第29条の2の5第4号
の規定により、認知機能検査等の受検が免除される診断書等を提出した者であるこ
とを証明する。

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第49号の8（第19条の4関係）

認知機能検査等受検免除証明書再交付申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

氏 名

申請者

生年月日

年 月 日

電 話 () -

再 交 付 の 理 由	1 亡失・滅失 2 汚損・破損 3 盗難 4 その他 ()
診 断 書 等 提 出 年 月 日	年 月 日
診 断 書 等 提 出 場 所	

注 「再交付の理由」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第49号の9（第19条の5関係）

第 号

運転技能検査受検結果証明書（甲）

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 に

において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

注 合格基準

下記以外の運転免許	70点以上
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	80点以上

大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

運転免許証の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第49号の10（第19条の5関係）

第 号

運転技能検査受検結果証明書（乙）

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日 に

において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-------------------	---

注 合格基準

下記以外の運転免許	70点以上
大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許	80点以上

大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けようとし、又は受けている者

検査の結果、合格基準を満たしませんでした。

検査に合格しなければ、運転免許証の更新手続きができません。

この検査は再受検することができます。

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第50号の2（第20条関係）

取消処分者講習終了証書再交付報告書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

報告者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次の者に対して、兵庫県道路交通法施行細則第20条第3項の規定により取消処分者講習終了証書の再交付をしたので、取消処分者講習終了証書再交付申請書の謄本を添えて報告します。

住 所	
ふりがな氏名	年 月 日生 (歳)
講習終了証書番号 交付年月日	第 号 年 月 日
再交付年月日	年 月 日
再交付の理由	

様式第52号の次に次の3様式を加える。

様式第52号の2（第22条の2関係）

第 号

若年運転者講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる
講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第52号の4（第22条の2関係）

若年運転者講習終了証明書再交付報告書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

報告者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)


電 話 () -

次の者に対して、兵庫県道路交通法施行細則第22条の2第3項の規定により若年運転者講習終了証明書の再交付をしたので、若年運転者講習終了証明書再交付申請書の謄本を添えて報告します。

住 所	
ふりがな 氏 名	年 月 日生 (歳)
講習終了 証明書番号 交付年月日	第 号 年 月 日
再交付年月日	年 月 日
再交付の理由	

様式第53号の2及び様式第53号の3を次のように改める。

様式第53号の3（第23条の3関係）

第	号
認知機能検査員講習終了証書	
住	所
氏	名
	年 月 日生
上記の者は、運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第1号ロの規定に基づき認知機能検査員講習を終了したことを証します。	
	年 月 日
兵庫県公安委員会 	

様式第58号を次のように改める。

様式第58号（第24条関係）

指定講習機関に係る公示事項等変更届

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

届出者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

指定講習機関に関する規則第4条第1項第3項の規定による公示事項等についての変更の届出をします。

変 更 事 項	
変 更 内 容	

注 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第64号から様式第67号までを次のように改める。

様式第64号（第26条関係）

運転免許取得者等教育認定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次により運転免許取得者等教育の認定を申請します。

認定を受けようとする者の所在地及び施設の名称	
課程の区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転の経験が少ない者に対するもの 2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車の運転の経験が少ない者に対するもの 3 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの 4 高齢者に対するもの（前記3に掲げるものを除く。） 5 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの 6 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（道路交通法施行規則第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの 7 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記2に掲げるものを除く。）に対するもの 8 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者（前記1及び2に掲げる者を除く。）に対するもの（前記6及び7に掲げるものを除く。）
添付書類	

注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 「課程の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第65号（第26条関係）

第 号

運転免許取得者等教育認定書

所在地

名 称

道路交通法第108条の32の2第1項の規定により貴
を
運転免許取得者等教育を行う施設として認定します。

認定する教育課程

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第66号（第26条関係）

第 号

運転免許取得者等教育認定取消通知書

年 月 日

所在地

名 称 様

兵庫県公安委員会 印

次の理由により、道路交通法第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育を行う施設としての認定を取り消したので通知します。

認 定 番 号	
取 り 消 し た 課 程 の 区 分	
理 由	

注 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第67号（第26条関係）

認定教育実施者に係る公示事項等変更届

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

届出者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

運転免許者取得者等教育の認定に関する規則第7条第1項第3項の規定による公示事項等についての変更の届出をします。

変 更 事 項	
変 更 内 容	

注 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第67号の次に次の10様式を加える。

様式第67号の2（第26条の2関係）

認定教育指定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次により運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を申請します。

指定を受けようとする者の所在地及び施設の名称	
添付書類	

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第67号の3（第26条の2関係）

第 号

認定教育指定書

所在地

名 称

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第67号の4（第26条の2関係）

第 号

認定教育指定取消通知書

年 月 日

所在地

名 称 様

兵庫県公安委員会 印

次の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

注 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第67号の5（第26条の3関係）

運転免許取得者等検査認定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次により運転免許取得者等検査の認定を申請します。

認定を受けようとする施設の所在地及び施設の名称	
方法の区分	1 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知機能に関する検査を行う方法 2 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
添付書類	

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 「方法の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第67号の6（第26条の3関係）

第 号

運転免許取得者等検査認定書

所在地

名 称

道路交通法第108条の32の3第1項の規定により貴
を
運転免許取得者等検査を行う施設として認定します。

認定する方法

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第67号の7（第26条の3関係）

第 号

運転免許取得者等検査認定取消通知書

年 月 日

所在地

名 称 様

兵庫県公安委員会 印

次の理由により、道路交通法第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査を行う施設としての認定を取り消したので通知します。

認 定 番 号	
取 り 消 し た 方 法 の 区 分	
理 由	

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を經由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第67号の8（第26条の3関係）

認定検査実施者に係る公示事項等変更届

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

届出者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条 ^{第1項} _{第3項}の規定による公示事項等に

ついての変更の届出をします。

変 更 事 項	
変 更 内 容	

注 届出者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第67号の9（第26条の4関係）

認定検査指定申請書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所
(所在地)

申請者 氏 名
(名称及び代表者の氏名)

電 話 () -

次により運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 の規定による指定を申請します。

指定を受けようとする施設の所在地及び施設の名称	
方法の区分	1 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知機能に関する検査を行う方法 2 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法
添付書類	

- 注 1 申請者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 「方法の区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
 3 「添付書類」欄は、添付する書類名を記載すること。

様式第67号の10（第26条の4関係）

第 号

認定検査指定書

所在地

名称

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条の規定により、
同規則第1条に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適
正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

兵庫県公安委員会



様式第67号の11（第26条の4関係）

第 号

認定検査指定取消通知書

年 月 日

所在地

名 称 様

兵庫県公安委員会 印

次の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条 の
規定による指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
取 り 消 し た 方 法 の 区 分	
理 由	

注 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場を経由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第70号を次のように改める。

様式第70号（第28条関係）

第 号

自転車運転者講習終了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる

自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

兵庫県公安委員会



附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

正 誤

○令和4年4月22日付け兵庫県公報第304号中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	上から9	随意契約の相手方	落札者
8	上から10	随意契約の相手方	落札者
8	上から15	随意契約	落札
8	上から19	随意契約の相手方等	落札者
8	上から21	随意契約の相手方等	落札者
8	上から23	随意契約に係る契約	落札
8	上から26	随意契約	一般競争入札
8	上から29	8 随意契約の理由	
8	上から30	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。	